

地方財政法施行令及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部を改正する政令案の概要

1. 改正内容

(1) 地方財政法施行令の一部改正（第1条関係）

地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）に定める標準財政規模の算定方法の特例及び赤字限度額の算定における標準財政規模の算定方法の特例等について、不要な年度の削除等の所要の規定の整理を行う。

(2) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部改正（第2条関係）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）に定める早期健全化基準及び財政再生基準の算定方法の特例について、不要な規定の削除を行うとともに、地方財政法施行令の改正に伴い、所要の規定の整理を行う。

2. 閣議決定予定日

令和3年3月26日
(令和3年3月31日公布)

3. 施行日

令和3年4月1日